

# 教育委員会定例会会議録

令和元年5月16日（木）

## 教育委員会定例会会議録

令和元年5月16日午後4時00分教育長竹内清が教育委員会定例会を茅ヶ崎市役所本庁舎4階会議室4に招集した。

1 会議出席委員は、次のとおり。

教育長 竹内 清      委 員 赤坂雅裕      委 員 城田禎行  
委 員 豊嶋常和      委 員 伊藤甲之介

2 会議出席事務局職員は、次のとおり。

教育総務部長 竹内一郎	教育推進部長 中山早恵子
教育指導担当部長 吉野利彦	教育総務課長 前田典康
教育施設課長 大谷 篤	学務課長 藤木徹也
教職員担当課長 工藤裕一郎	教育政策課長 小池吉徳
学校教育指導課長 青柳和富	社会教育課長 石井 亨
松林公民館担当課長兼館長 森井 武	鶴嶺公民館担当課長兼館長 三浦悦子
香川公民館担当課長兼館長 鈴木 朗	青少年課長 岡本隆司
体験学習センター担当課長 太田幸久	図書館長 佐藤 勇
教育センター所長 高橋 励	

3 会議の大要は、次のとおり。

[傍 聴 者 入 場]

午後4時00分開会

○竹内教育長 ただいまから5月定例会を開催いたします。

日程第1 教委議案第19号令和元年度教育委員会の点検・評価（案）についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○教育政策課長 日程第1 教委議案第19号令和元年度教育委員会の点検・評価（案）について、教育政策課長よりご説明申し上げます。議案書は1ページから2ページになります。

本案は、別冊の資料の令和元年度教育委員会の点検・評価（案）に関し、茅ヶ崎市教育基本計画審議会から知見をいただきたく、茅ヶ崎市教育基本計画審議会規則第2条の規定

により諮問するため提案いたしましたものでございます。

まず初めに、別冊資料の構成をご説明申し上げます。別冊資料をごらんください。

まず、1ページから3ページまで、教育委員会の点検・評価及び教育基本計画の進行管理について、点検・評価の対象や方法などを記載しております。本市教育委員会では、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条による教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検・評価と茅ヶ崎市教育基本計画の進行管理を一体的に実施し、教育基本計画審議会から、教育に関し学識経験を有する者の知見をいただくこととしていきます。

4ページから6ページまでは、教育基本計画の趣旨、期間、構成、体系など教育基本計画の概要を掲載したものでございます。

8ページから81ページまでが、政策、施策ごとにそれぞれの事業の評価を記載したページとなっております。

施策1を例にご説明させていただきます。

初めに、9ページをごらんください。「施策1 学び続ける意欲と確かな学力を育てる学校教育の推進」の目標と施策の方向を記載しています。

次の10ページから12ページにかけて、主要な事業、3事業の評価を1事業1ページで記載しています。主要な事業では、ページ上方に事業の概要を、中ほどに活動指標の指標、目標を記載し、下方に平成30年度に実施した事業について検証し、その結果得られた成果、今後の課題を明確にし、令和元年度以降どのような取り組みを行っていくのか、自己評価から見えてきた点など、事業実績、取り組みの成果、課題・今後の取り組みとして記載いたしました。

13ページでは、施策の主な事業、3事業の評価を記載しています。こちらは事業概要と活動指標の目標値と実績値を比較した評価を記載しています。

14ページ、15ページでは、施策の指標がどのように変化してきたか、わかりやすいよう実績値をグラフ等を用いて記載しております。

16ページ以降の施策2から施策9までも、そのような構成で評価結果を記載しております。

今後、この点検・評価（案）を諮問し、審議会から各政策についての知見をいただき、それを記載する予定でございます。

以上が令和元年度教育委員会の点検・評価の構成についての説明となります。

次に、評価結果をご説明いたします。

まずは、戻っていただきまして、8ページをごらんください。学校教育の充実を掲げた政策1でございます。ページの下半分の大きな囲みの最初の段落に記載のとおり、評価対象事業は21事業、このうちS評価が20事業、A評価が1事業でございました。

次に、37ページをごらんください。社会教育の充実を掲げた政策2です。ここでの評価対象事業は33事業、このうちS評価が32事業、C評価が1事業でした。

次に、73ページをごらんください。教育行政の効率的・効果的運営を掲げた政策3でございます。ここでの評価対象事業は2事業、その全てがS評価でした。

今回の評価対象事業56事業のうち、S評価が54事業、A評価は1事業、C評価が1事業となりました。ほとんどの事業がおおむね目標値を80%以上達成し、成果が上がったという評価になっております。なお、指標による評価のほか、政策ごとの評価の総括につきましては、8ページ、37ページ、73ページにそれぞれ記載のとおりでございます。

以上、雑駁ではございますが、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○赤坂委員 資料の57ページに関して意見を言います。子ども会育成事業で評価がCとなっておりますけれども、知見をいただけるとは思いますが、これに関して、Cですので事業がうまくいっていないという印象を受けるわけですが、しかし、私が見る限り、青少年課も、それから子ども会の役員の皆様も懸命に努力されておられまして、私は、94人の子供が今の時代に集まって活動しているというのはすばらしいことだと思うんです。これは、私から言わせると目標値の設定ミス、170人という目標値をつくったということがミスですね。実際には、活動としてはすばらしい成果をおさめているということを考えております。

審議会の皆さんからどのような意見が出るかわかりませんが、ぜひ無理をせずに、今後もこの活動を続けていただければと思っております。

○城田委員 私のほうからは、37ページの全般なんですけれども、公民館だとか青少年会館、新しくできました体験学習センターとかで書かれている青少年の居場所というキーワードなんです。先日ちょっと公民館を使われている方とお話をさせていただいた中で、子供たちの居場所として、非常に子供たちがにぎやかに集まっているというのはいいんだ

けれども、その子供たちが余りにもルールを守れていないのではないか。例えば、市民団体の方が集まった子供たちにお菓子を配るのはいいんだけど、配られた子供たちのその食べ方だとか、お年寄りが立っているのに子供たちが椅子を占領してゲームをやっているとか、やっぱりその辺のところは、配っている市民団体の方々は配ることで満足しているのかもしれないけれども、子供たちのしつけというか、会館の使い方といったものを大人が見てあげないといけないのではないか。

特に公民館などは、そういった使用した団体に対してのアドバイスとかも役割としてあると思いますので、利用者に対して、配ることはもちろんいいとしても、それを配ることの自己満足だけで終わったり、後片づけをしないとといったことも含めて、子供たちへの教育ということで事業をしていただけたらなと思いました。ぜひそういった目でも、子供たちの居場所というところでは目的は達成しているのかもしれないですけども、もう一步先の教育という部分、しつけというか、対応も各施設に考えていただきたいと思いましたので、ご意見させていただきました。

あと、25ページの部分に当たるのかどうか分からないんですけども、教職員の育成という部分で、研修だとかいろいろあると思いますけれども、やはり4月に入って、うちの会社にも若い新入社員が入ってきて、マナーとか社会人としての礼儀だとか。うちの会社は役職で余り呼ばないだとかとやっていますけれども、お客さんに対しての電話の仕方といった部分も年々しつこく言わないといけない部分がありますので、今も教職員に対して、事業の部分での研修だとかももちろん大切ですけども、一社会人としてのルールだとか言葉遣い、その辺のところも、今やっているといますけれども、もう一度見直していただいて、しっかりと研修していただきたい。

特に紙切れだけ渡しても、できない人はそれすら読まないという世界だと思いますので、その辺のところはしつこく言わないといけないのかなと思います。もしトラブルが起きた場合に初期対応が最初の一言で決まる部分がありますので、そういったところもしっかりと教えていかないと、せっかく大事にならないことを逆に最初の一言で大事にしてしまうということもありますので、その辺はやっぱり知っておいて損はないのでぜひしっかりと研修していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○伊藤委員 幾つかお話ししようと思います。

1つは、9ページの①で児童・生徒の育ちを支える教育課程の創造というところで「特色ある教育課程」と書いてあるんです。ここに書いてほしいと言うつもりはないんですけど

れども、具体的にどういうものがあるのかみたいなことが、どこかでまた見えてくるといいのかなという気がしています。多分どこの学校もされていると思いますので、そういうことは自慢気に出されてもいいのかなという気がするところです。

それから、②の健やかな心身の育成の中に「望ましい食習慣を形成すると共に」ということが書いてあるんですけども、これも例えば具体例とか、こういうふうにしたいということがどこかに載っているといいのかなと。11ページを見ると、そういうことが書いていないんです。ですから、ここに書いてくれとは言わないですけども、またどこかでいうことがあるといいかなと思います。

そして、開かれた教育課程ということが言われていますので、社会に開かれた教育課程とかは今後どうするのかということも一つの課題になっているのかと思いますので、それはここに反映しなくても私はいいかなのと思うんですけども、多分もう既に考えられていると思いますので、どこかで何かうまくアピールできたらいいかなという気はしているところです。

また、31ページのところに「給食費未納者対策」とか書いてあるんです。未然の滞納防止に努めたとか、新入学学用品費の支給を新中学1年生は2カ月早い1月に支給を行いましたと。これはすごく大変なことだと思うんです。だから、すごい努力をされたのだなと思えました。そんな感想を持ちました。

○豊嶋委員 21ページのいじめ防止対策推進事業で評価がSになっていますけれども、やはり学校の中で心の教育ということもとても大事だと思いますので、いじめのない学校であり、また保護者、そして先生たちも、子供たちの心を理解していくということが、子供同士だけではなくて、やはり大人が問題ではないかなという気もするんです。今、虐待とかも出てきておりますけれども、まず一人一人の子供が人格を認め合っていくということが大事かなと思って、こういうことがいろいろできてきたことをうれしく思います。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。

ほかに特にご意見がなければ、日程第1 教委議案第19号令和元年度教育委員会の点検・評価（案）については、先ほどの意見を取りまとめて、必要に応じて原案を一部修正等をして、その内容については教育長に一任することでいかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○竹内教育長 それでは、必要に応じて原案を一部修正等をして諮問することといたします。

次に、日程第2 教委議案第20号令和2年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第2 教委議案第20号令和2年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針について、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。

先に資料の訂正をお願いいたします。4ページをお開きください。本文5行目に「令和2年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」とありますが、県のほうのもともとの表記が平成で来ておりましたので、「令和2年度」のところを「平成32年度」に訂正してくださいようお願いいたします。

それでは、3ページをごらんください。本日の定例会では、令和2年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針についてご審議いただき、今後の教育委員会におきまして採択していただくこととなります。本日は、そのための採択基本方針についてご提案申し上げます。

4ページをごらんください。令和2年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針を読み上げまして、提案にかえさせていただきます。

#### 令和2年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針

茅ヶ崎市教育委員会

教科用図書は、学校教育において主たる教材として使用されるものである。

従って、その採択にあたっては、十分な調査研究を行い、児童・生徒に最も適した教科用図書を採択すべきである。

また、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」及び神奈川県教育委員会の「平成32年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針」により、採択しなければならない。

以上に基づき、次の方針により、茅ヶ崎市における令和2年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書を採択するものとする。

- 1 茅ヶ崎市における小・中学校教科用図書の採択は、茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会の示す資料等に基づいて協議を行い、種目ごとに一種に決定する。
- 2 特別支援学級教科用図書については、1により決定された小・中学校教科用図書もしくは文部科学省著作の特別支援学校教科書等から適切なものを採択する。

3 継続採択年度にあたっては、特別の理由のある場合を除いて前年度採択されたものを採択する。

なお、資料といたしまして、5ページから21ページに神奈川県教育委員会が定めました平成32年度義務教育諸学校使用教科用図書採択方針を添付してございます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

よろしいですか。特にご意見等がなければ、日程第2 教委議案第20号令和2年度使用小・中学校及び特別支援学級教科用図書採択基本方針については、原案のとおり定めることでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第3 教委議案第21号障害のある児童・生徒等の就学についての諮問についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第3 教委議案第21号障害のある児童・生徒等の就学についての諮問について、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。22ページ及び23ページをごらんください。

学校教育法施行令第18条の2の規定に基づきまして、障害のある児童・生徒等の就学について審議を行うため、茅ヶ崎市就学指導委員会に諮問することにつきましてご審議いただきますようお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○伊藤委員 障害のある児童・生徒等ということで、等が入っているわけです。ここは茅ヶ崎市の教育委員会としても頑張ろうということだと思しますので、障害のあるなしではなくて、支援の必要なお子さん全てについて審議をしていただければと思うところです。よろしくお願いいたします。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。ほかに特にご意見等がなければ、日程第3 教委議案第21号障害のあ

る児童・生徒等の就学についての諮問については原案のとおり諮問することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第4 教委議案第22号令和2年度使用小学校教科用図書採択についての諮問についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第4 教委議案第22号令和2年度使用小学校教科用図書採択についての諮問について、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。24ページをごらんください。

本年度は、令和2年度使用小学校教科用図書の採択の年度に当たっております。本案につきましては、25ページでございますように、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第1項の規定に基づきまして教科用図書の調査研究を行うため、茅ヶ崎市教科用図書採択検討委員会に諮問することにつきましてご審議いただきますようお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご意見等がなければ、日程第4 教委議案第22号令和2年度使用小学校教科用図書採択についての諮問については原案のとおり諮問することでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第5 教委議案第23号令和元年度社会教育関係団体及び青少年関係団体への補助金交付についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第5 教委議案第23号令和元年度社会教育関係団体及び青少年関係団体への補助金交付についてにつきまして、社会教育課長よりご説明申し上げます。資料は27ページから29ページをごらんください。

本案につきましては、本年4月の定例会におきまして、平成31年度の社会教育関係団体及び青少年関係団体への補助金についてご説明を申し上げ、社会教育委員の会議に諮問す

ることのご承認をいただきました。諮問案については、4月25日に開催されました社会教育委員会議で審議が行われ、資料27ページのとおり、同日付で、社会教育法に照らし、適正な補助金交付である旨の答申書をいただきました。

つきましては、資料28ページの内容で社会教育関係団体へ補助金を交付したいと存じます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご意見等がなければ、日程第5 教委議案第23号令和元年度社会教育関係団体及び青少年関係団体への補助金交付については原案のとおり補助金を交付することはいかがでしょう。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

なお、平成31年3月20日付で市長より依頼のありました件につきましても、答申を添えて報告いたします。

次に、日程第6 教委議案第24号茅ヶ崎市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第6 教委議案第24号茅ヶ崎市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則について、社会教育課長よりご説明申し上げます。資料は30ページから36ページをごらんください。

本案は、文化財保護法の改正に伴い、茅ヶ崎市文化財保護審議会規則の第2条の改正を行うものでございます。同規則第2条は、文化財保護審議会の所掌事項を定めたものでございますが、その根拠である文化財保護法第190条の第2項に新たな条文の追加があり、根拠条文が第2項から第3項にずれたため、審議会規則の整合を図るものでございます。規則の内容に変更はございません。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご意見等がなければ、日程第6 教委議案第24号茅ヶ崎市文化財保護審議会規則の一部を改正する規則については原案のとおり定めることはいかがで

しょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第7 教委議案第33号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学校教育指導課長 日程第7 教委議案第33号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則について、学校教育指導課長よりご説明申し上げます。本日の追加資料の一番後ろの6ページをごらんください。

本案は、平成27年文部科学省令第11号学校教育法施行規則の一部を改正する省令に伴い、4ページの新旧対照表のとおり、茅ヶ崎市小学校及び中学校の管理運営に関する規則の第6条第2項第1号に示された「道徳」を「特別の教科である道徳」に改めることとなったため、提案するものでございます。

なお、この規則は公布の日から施行することといたします。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご意見等がなければ、日程第7 教委議案第33号茅ヶ崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則については原案のとおり定めることのでいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、原案のとおり決めます。

次に、日程第8 教委報告第14号中学校給食実施方式等の検討についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○学務課長 日程第8 教委報告第14号中学校給食実施方式等の検討について、学務課長よりご報告申し上げます。それでは、37ページより46ページを順次ごらんください。

初めに、38ページをごらんください。中学校給食実施方式等の検討について、概要をご説明申し上げます。

1、背景につきましては、成長期にある中学生のとする昼食が大変重要であること、保護

者の共働きなどライフスタイルの変化などで家庭でのお弁当づくりの負担が大きいこと、朝食欠食などの食生活の課題、生活保護や就学援助受給者世帯の貧困問題への対策などから中学校の完全給食の実施について検討する必要があります。また、地域などからも中学校の完全給食の実施について要望が出されております。さらに、平成30年度において全国公立中学校の完全給食実施率が93.2%、政令市と町村を除く県内16都市のうち11都市が実施、4都市が実施を決定しており、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図るため、本市においても中学校給食の早急な実現が求められます。

2、目的につきましては、学校給食法では、学校給食は児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであるとされており、学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることとされております。また、全国及び神奈川県における中学校給食の実施状況や、地域などからの中学校給食実施の要望が出されていることなど、本市を取り巻く状況からも、茅ヶ崎市中学校給食検討会議にて中学校給食の複数ある実施手法の中で本市に適した実施方式について、一定の方向性を報告することを目的としております。

3、これまでの取組状況におきましては、平成31年2月に茅ヶ崎市教育委員会中学校給食検討会議を設置、同年3月、茅ヶ崎市教育委員会中学校給食検討会議を茅ヶ崎市中学校給食検討会議へと改正、同月、茅ヶ崎市中学校給食検討会議作業部会においてアンケート作成、同年4月、茅ヶ崎市中学校給食検討会議にてアンケートの内容確認、茅ヶ崎市小学校長会及び中学校長会にてアンケート内容確認を行っております。

4、今後の取組手法につきましては、本市に適した実施手法について一定の方向性を定めるため、次の調査等を実施いたします。

(1)アンケート、ア、調査目的、茅ヶ崎市立中学校昼食について、現在の実態や、給食を実施した場合に期待されることなどを把握するためにアンケートを実施いたします。イ、実施主体につきましては、茅ヶ崎市中学校給食検討会議、ウ、調査対象及び件数につきましては、茅ヶ崎市立小学校19校の6年生全児童とその保護者、各2300名で計4600名、茅ヶ崎市立中学校13校の2年生全生徒とその保護者各2000名、合計で4000名でございます。続きまして、39ページをごらんください。エ、調査期間、令和元年6月3日月曜日から6月10日月曜日の予定をしております。オ、集計方法、令和元年7月上旬から8月下旬にて、臨時職員で対応を予定しております。

(2)調査業務委託、中学校給食実施方式の検討に係る調査業務委託にて、食数推計、先

進都市事例調査、実施方式の比較調査等を実施いたします。想定される実施手法は次の5つとなります。ア、親子方式、イ、兄弟方式、ウ、自校式、エ、センター方式、オ、デリバリー方式。

(3)学校運営上の課題の精査などを行うものでございます。

5、予算につきましては、今後、日程第13号でご説明をさせていただきます。

続きまして、40ページをごらんください。スケジュール（予定）につきましては、6月に補正予算の議決を受けた後、具体的な調査検討等に入り、おおむね11月末ごろに中間報告的なものを作成し、その後、教育委員会定例会、庁議、議会等へ協議報告等を行い、年度末に向けて最終報告を作成し、次年度以降に決定した手法に基づく具体的な事務処理を進めていく予定でございます。

続きまして、41ページをごらんください。公立中学校の給食実施状況でございます。県内の状況はごらんのとおりでございます。

続きまして、42ページから43ページにつきましては、茅ヶ崎市中学校給食検討会議設置要綱でございます。茅ヶ崎市中学校給食検討会議設置要綱につきましては、44ページから45ページにつきましては検討会議の委員名簿と、45ページにつきましては作業部会の部会員の名簿でございます。

参考資料といたしまして、46ページに中学校の給食のイメージを持っていただくための資料でございます。

説明は以上でございます。ご確認のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

○赤坂委員 39ページで質問します。先進市の事例調査を行われるということですが、今のところ、どこを考えておられますか。

○学務課長 一番先進で考えられるのは、鎌倉市がデリバリー方式をとっておりますけれども、かなりの高い喫食率になっておりますので、そこを参考にしながら、今回のいわゆる委託料等の中で、5つの方式を考えますけれども、最適なものを選んでいきたいと考えております。

○竹内教育長 ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。特にほかにご意見等がなければ、日程第8 教委報告第14号中学校給食実施方式等の検討についての報告を終了いたします。

次に、日程第9 教委報告第15号茅ヶ崎市社会教育委員の委嘱に関する専決処分についてを議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○社会教育課長 日程第9 教委報告第15号茅ヶ崎市社会教育委員の委嘱に関する専決処分について、社会教育課長よりご説明申し上げます。

資料の47ページから50ページをごらんください。本件は、茅ヶ崎市子ども会連絡協議会の役員改選に伴い、同協議会から推薦をいただいている社会教育委員の板倉恵理子委員の後任として、井ノ口英美委員を4月25日付で専決処分により委嘱しましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2項に基づいて報告し、承認を求めるものでございます。委嘱期間は前任者の残任期間である平成31年4月25日から令和2年6月30日まででございます。

以上、報告いたします。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご意見等がなければ、日程第9 教委報告第15号茅ヶ崎市社会教育委員の委嘱に関する専決処分についての報告を承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

次に、日程第10 教委報告第16号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についてから、日程第13 教委報告第19号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についてまでの以上4件は、関連がありますので一括して議題といたします。

担当事務局、説明をお願いいたします。

○香川公民館担当課長兼館長 日程第10 教委報告第16号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についてから、日程第13 教委報告第19号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についての以上4件につきまして、香川公民館担当課長より一括してご説明申し上げます。議案書は51ページから62ページです。

本件は、社会教育法第30条及び茅ヶ崎市立公民館条例第17条の規定に基づく小和田公民館、鶴嶺公民館、南湖公民館及び香川公民館運営審議会委員の委嘱について、専決処分を

いたしましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第5条第2項の規定に基づき報告をし、承認をお願いするものでございます。

資料52ページをごらんください。小和田公民館運営審議会委員につきまして、平成31年4月1日付の人事異動に伴いまして、松浪中学校、作道亜貴子教頭から譜久山文野教頭に変更して委嘱するもので、任期につきましては前任者の残任期間でございます令和2年3月31日までとなっております。

53ページをごらんください。こちらが新たな委員名簿となっております。

次に、資料55ページをごらんください。鶴嶺公民館運営審議会委員につきまして、平成31年4月1日付の役員改選、人事異動等に伴い、鶴嶺西地区まちぢから協議会、矢部裕子委員から後藤智子委員に、また、鶴嶺小学校、山井美奈子教頭から奥谷みさ教頭に変更して委嘱するもので、任期につきましては前任者の残任期間でございます令和2年3月31日となっております。56ページをごらんください。こちらが新たな委員名簿となっております。

次に、58ページをごらんください。南湖公民館運営審議会委員につきまして、平成31年4月1日付の人事異動等に伴いまして、茅ヶ崎西浜高等学校、牛久保浩一副校長から井上正美副校長に、また、西浜小学校、酒田桂子教頭から木村千裕教頭に変更して委嘱するもので、任期につきましては前任者の残任期間の令和3年3月31日までとなっております。59ページをごらんください。こちらが新たな委員名簿となっております。

次に、61ページをごらんください。香川公民館運営審議会委員につきまして、平成31年4月1日付の人事異動に伴いまして、北陽中学校の中村一生教頭から丸山修一教頭に変更して委嘱するもので、任期につきましては前任者の残任期間でございます令和3年3月31日までとなっております。62ページが新たな委員名簿となっております。

いずれの委嘱におきましても、公民館運営審議会の日程等により教育委員会定例会にお諮りするいとまがございましたので、茅ヶ崎市教育委員会事務委任規則第4条の規定によりまして専決処分いたしましたものでございます。

報告は以上でございます。よろしくご承認のほどお願い申し上げます。

○竹内教育長 説明が終わりました。ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。特にご意見等がなければ、日程第10 教委報告第16号茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についてから、日程第13 教委報告第19号

茅ヶ崎市立公民館運営審議会委員の委嘱に関する専決処分についてまでの以上4件の報告を承認することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 それでは、承認することといたします。

ここで皆様にお諮りいたします。これ以降の議題は予算に関する案件等でございますので、その性質上、非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○竹内教育長 異議なしと認め、非公開会といたします。

恐れ入りますが、傍聴の方がいらっしゃいましたらご退席くださいますようお願いいたします。

[傍 聴 者 退 場]

午後4時42分閉会